

建築基準法及び省エネ法改正に伴う注意事項

令和6年12月2日

建築主、設計及び工事関係者の皆様へ

株式会社 安心確認検査機構

令和7年4月1日以降に工事着手するものについては改正建築基準法及び省エネ法が適用され、2以上の階数又は延べ面積200㎡を超える建築物（改正建築基準法第6条第1項第2号建築物）の確認申請には構造関係規定に関する設計図書※1及び省エネ適合判定書等※2の添付が必要となります。

またそれに伴い、改正前建築基準法第6条第1項第4号建築物のうち**2以上の階数又は延べ面積200㎡を超える建築物**については、令和7年3月31日までに確認済証を交付されたものであっても**令和7年4月1日以降に工事着手**するものについては、その工事の計画変更時又は工事完了時に**構造関係規定に関する設計図書※1及び省エネ適合判定書等※2**を提出して頂くことになり、**建築物も改正建築基準法及び省エネ法に適合**させることとなりますのでご注意ください。

※1 軸組計算書又は構造計算書、2面以上の立面図、2面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、基礎・地盤説明書

※2 省エネ仕様基準又は誘導仕様基準に適合することの確認に必要な図書、設計住宅性能評価に要した図書及び書類、長期優良住宅の認定又は長期仕様構造等の確認に要した図書及び書類、検査報告書又はその写し（品確法施行規則第5条第3項に規定する検査を受けた場合）

※3 上記2項目の審査手数料については、別途徴収させていただく予定です。